

令和 6 年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 6 年 3 月 4 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 6 年 3 月 4 日 (月) 1 0 時 0 0 分
散 会	令和 6 年 3 月 4 日 (月) 1 1 時 4 0 分
出席議員	議 長 田 中 政 浩 1 番 原 田 邦 男 2 番 池 松 和 彦 3 番 原 口 博 文 4 番 原 田 宏 5 番 木 村 和 彦 6 番 石 橋 里 美 7 番 柳 雅 明 8 番 山 本 一 洋 9 番 石 丸 時 次 郎 1 0 番 奥 村 忠 義 1 1 番 山 本 久 矢 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 寺 原 裕 明
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜 久 己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 古 川 秀 志 企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美 税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 橋 本 豊 住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 小 川 真 一 健 康 課 長 村 山 弥 生 環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 行 武 一 洋 都 市 計 画 課 長 田 中 達 也 農 林 商 工 課 長 谷 口 謙 司 上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭 こ だ も 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡 生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局次長兼議会係長 山 本 孝 坂 田 康 仁

会 議 録

令和6年第1回定例会

[開会日]

令和6年3月4日（月）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	おはようございます。 3月定例会開会にあたりまして、ここにご出席の皆様とご一緒に声を出しての町民憲章の朗読を行いたいと思っております。 恐れ入ります、ご起立をお願いいたします。 私が一つと申し上げますので、その後に本文の朗読ご唱和をよろしく願いいたします。 町民憲章 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、こどもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 ご協力ありがとうございました。 ご着席ください。
議 長	それでは、改めましておはようございます。 本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。 ただいまから、令和6年第1回筑前町議会定例会を開会いたします。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番 池松和彦議員及び3番 原口博文議員を指名します。
日程第2	
議 長	日程第2 「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日3月4日から15日までの12日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は本日から3月15日までの12日間と決定をいたしました。
日程第3	
議 長	日程第3 「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 田頭町長
町 長	おはようございます。 本日は、令和6年第1回定例会を招集いたしましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。 令和6年度は、筑前町合併20周年を迎える記念の年になります。 定例会の開会にあたり、議案等の提案理由の説明に先立ちまして合併後の20年を振り返り、これまでの「まちづくり」について概略を述べたいと思います。 国主導の下、様々な選択肢がある中で議論に議論を重ね、三輪町、夜須町の2町が平成17年3月に合併いたしました。目的は、来るべき少子高齢社会への対応であります。行政組織を合理化し、専門性を高めるものであります。具体的には町長等4役8人が現在3人に、議員28名が14名となりました。職員数も230名か

	ら現在１７５名程度に削減しながらも、様々な施策が実施できる体制をつくってききました。 この２０年の中で一番大きな事業は、合併時に懸念されていた「町の中心部は栄えて周縁部が衰退する」という課題に対し、地域活性化を兼ねて、旧町それぞれのオンリーワン事業として実施した「ファーマーズマーケットみなみの里」と「大刀洗平和記念館」の整備と言えます。北部地域に「みなみの里」、南部地域に「大刀洗平和記念館」を整備し、町の南北の地域から「食と平和」に関する情報発信がなされ、町の知名度アップに寄与するとともに、「食に感謝し、平和を願うまちづくり」の拠点となりました。 この両施設は、令和５年度に開館１５周年を迎えました。みなみの里は町内の全行政区にわたる生産者から出荷いただき、年間の来場者１００万人を超え、売上額も８億円を突破し、出荷者の方々も更なる売り上げ増に向け、意欲的です。 大刀洗平和記念館は開館から入館者数が１５０万人を突破し、昨年公開された映画「ゴジラー１.０（マイナスワン）」で使用された幻の機体といわれる「震電」をテーマにした開館１５周年記念の企画展を開催し、更なる来館者の増加につながりました。 合併後は、オンリーワン事業に対し賛否様々な意見をいただきました。先人たちの思いを受け継ぎ整備を進め、合併から５年目に開館、それからコロナ禍をはじめとする様々な局面がありましたが、知恵を出し合い、工夫を重ね、１５年が経過した今、現在の両施設の盛り上がりは年間１００万人からの交流人口を生み出し、町の賑わいの創出、町の一体感を醸成し、そして町民の誇りになってきていると言えます。 続いては、教育・子育て環境の整備及び生活環境の整備です。 合併特例債や基金を活用し、教育・子育て支援として、篠隈保育所整備、三輪小中学校校舎改築、夜須地区小中学校ランチルーム整備、全教室への空調設備の導入や町村では配置されない指導主事の２名配置、アフタースクール事業や英語検定試験受験料無料化等、積極的に教育・子育て環境の充実促進を図りました。 併せて、上下水道の整備促進、合併のシンボル事業として南北線の道路整備、バス停駐輪場、多目的運動公園ばぼろ等の公共インフラ、公共施設の整備を図るとともに、住民の利便性の向上と企業誘致推進のために、国・県に対し積極的に要望活動を行い、長年の課題であった国道２００号バイパスと主要地方道久留米筑紫野線の４車線化の促進、県道７７号（山麓線）の全線開通、篠隈地区・久光地区の歩道整備等により町内の交通機能の向上を図ることで、更なる住みやすさを追求してまいりました。 また、生活の基盤を支える施設として、本町は一般廃棄物処理施設サン・ポートがあります。この施設は操業開始から２１年が経過し、更新の時期が近づいておりました。更新については、６年間にわたり関係市町村、そして地元関係区との協議を重ね理解をいただき、一定の方向性を見いだしてきました。令和６年度は新施設建設に向けての基本計画策定に着手いたします。 併せて、各家庭から排出されるごみについても減量・リサイクルが重要です。生ごみ処理機の助成事業や分別収集の推進を図り、環境負荷を低減し、持続可能な地域づくりを進めていきます。 次に、産業振興です。 本町の基幹産業である農業については、従来からの土地利用型農業に加え、園芸型農業の促進のため、国・県等の補助事業等を積極的に活用し、大型機械やスマート農業に対応した新技術を搭載した機械等の導入を推進してきました。
--	---

	一方で、平成30年に本町でも甚大な被害をもたらした豪雨災害では、林業での課題も浮き彫りになってきました。先人たちが植樹し育ててきた森林が、世代交代・後継者不足等により荒廃が進み、健全な森林が本来保有する「水源涵養」や「土砂流出防止」という機能の低下が見られたことです。先ほど述べました農業の発展も、これら森林の持つ機能の恩恵を受けてのことです。 町の宝である山林を持続可能で健全な形で後世に伝えていくため、「森林づくりビジョン」を策定し、「循環型森林経営」に取り組むことで適正な管理下での間伐、その間伐材を利用したバイオマス発電といった脱炭素社会への実現と、林業における雇用の創出、そして、「災害に強い森づくり」へとつながってまいります。 商工業につきましても、ふるさと納税や仕送り便の導入などの取り組みを実施中です。 このようなまちづくりを進めるためには、将来の財政負担を十分に考慮することが重要です。健全財政の主要な指標である一般会計の借入金の残高は平成21年度に192億円余りとなり、マスコミ等から合併バブルと厳しく評価された時期もありましたが、その後、活性化策を促進しながらも借入金の発行額を抑制し、令和4年度末では121億円余りと、合併前の水準150億円以下にまで改善いたしました。併せて経常収支比率も大幅に改善しました。 しかしながら、今後は人件費や物件費の高騰など、大幅な経費の増大が予測されます。財政計画を策定し、財政運営指針のもと、計画に沿った健全財政と地域活性化の両立を図る必要があります。 このように、合併後20年間の中での特徴的なものを述べましたが、ほかにも様々な施策に取り組んでまいりました。その総合的な成果が定住人口の増加となって表れていると考えます。様々なシンクタンクによる人口推計では、ほとんどの自治体において将来人口は減少傾向となり、本町の人口が3万人を超える予測をした機関はありませんでした。全国の自治体の約9割で人口が減少する状況の中で、本町も合併以降は減少傾向でしたが、10年ほど前から増加に転じ、令和3年1月には3万人を突破し、令和6年1月末現在では3万470人となり、3万人突破後も微増が続いております。人口増は町税の増収、地方交付税、地方消費税等の増嵩、さらには上下水道事業の収支改善につながるとともに、民間事業所等の進出も促進され、健全財政と地域活性化に大きく寄与します。 申し上げるまでもなく、国と地方の将来に向けての構造的な課題が人口減少問題であります。そのために国・地方を挙げて取り組んでいる施策が、地方創生であります。先ほども述べましたが、本町人口は微増ではありますが増加傾向であります。これも、先人のたゆまぬまちづくりへの尽力、今を生きる住民の皆様の努力の成果であると言えます。もちろん、宅地化等の増加は様々な問題も発生しますが、適正な人口規模は町の将来の活力維持のため不可欠であり、これからも絶えず人口問題を念頭にまちづくりを推進する必要があると考えます。 以上、概括ではありますが、合併以降のまちづくりを踏まえながら、令和6年度の主な事業について述べたいと思います。 現在の国内外の社会情勢に目を向けますと、世界ではロシアのウクライナ侵攻から3年目に突入し、昨年10月にはパレスチナ・イスラエル戦争が勃発し、世界規模で「平和」への課題が山積しております。 一方で、国内ではコロナ禍を経て経済活動が再開し、外国人観光客が再び日本を訪れるようになり、日経平均株価もバブル期を上回る市場最高値を記録するなど、好景気の兆しはありますが、町民の皆様の生活や事業を営む皆様にとって、物価高騰による影響はまだまだ続いていると感じています。このような状況を踏まえ、こ
--	--

	れまでと同様に住民の皆様の生活に寄り添った行政運営に努めてまいります。 令和6年度に実施を予定しているものを幾つか紹介いたしますと、まずは人口増加に対する取り組みであります。人口の増加とともに子どもたちの数も増えてきており、待機児童の発生や学校の教室不足に対応するため、認可保育所新設のための補助、教室増築工事を実施します。 次に、近年、豪雨が多発する中で、防災の観点からため池整備を進めていきます。 次に、世界で戦争・紛争が続く中、「平和を願うまち」として掩体壕を戦跡保存公園として整備し、平和の尊さを発信します。 また、新たな企業の誘致のため、四三嶋工業団地造成事業を行い、雇用・就労の充実を図っていきます。 そして、令和7年3月に町は合併20周年を迎えます。この記念すべき年を町民と共に祝い、融和と一体感を深め、更なる飛躍を目指す町として後世へ引き継いでいくため、年間を通じて事業を実施いたします。 ほかにも様々ございますが、特徴的なものについて紹介いたしました。 令和6年度も人口3万人の「緑あふれる 豊かで便利な とかいなか」を目指し、住民、議会、職員一丸となってまちづくりに努力していきたいと思います。今後とも皆様のご協力をお願いいたします。 それでは、本日提案します議案等23件の提案理由の説明を申し上げます。 諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員である柳雅明氏及び島村久雄氏の両名が令和6年6月30日をもって任期満了となるので、再任の候補者としてそれぞれ推薦することについて、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものです。 同意第1号、筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、筑前町固定資産評価審査委員会の委員である森部純一氏が令和6年3月31日をもって任期満了となるので、後任として神本浩美氏を選任することについて、議会の同意を求めるものです。 議案第6号、町道の路線認定につきましては、10路線を新たに町道に認定するにあたり、道路法の規定により議会の議決を求めるものです。 議案第7号、公の施設の指定管理者の指定につきましては、筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。 議案第8号、筑前町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、印鑑登録証明書の発行において、個人番号カードの提示による交付申請及び民間事業者が設置する電子計算機からの交付申請に対応することに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものです。 議案第9号、筑前町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正により会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給が可能となることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものです。 議案第10号、筑前町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正及び同法の運用に係る総務省通知により、第2号会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給すべきものとなることに伴い当該条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものです。 議案第11号、筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に対し勤勉手
--	---

	当の支給が可能となることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものです。 議案第12号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い関係する条例の規定を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものです。 議案第13号、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行による水道法の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものです。 議案第14号、令和5年度筑前町一般会計補正予算（第13号）につきましては、補正額1億8,422万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ145億3,442万円とするものです。 減額補正する主なものとしましては、私立保育所運営費負担金事務8,254万8,000円の減、福岡県介護保険広域連合事業4,075万4,000円の減、農地・農業用施設災害復旧事業3,792万8,000円の減など。 増額補正する主なものとしましては、各種基金への積立3億7,740万1,000円、障害者自立支援給付費事業2,410万5,000円、両筑平野用水事業事務3,519万2,000円などを追加するものです。 議案第15号、令和5年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正額111万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ34億2,285万1,000円とするものです。 議案第16号、令和5年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正額150万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ4億8,169万2,000円とするものです。 議案第17号、令和5年度筑前町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入の予定額を400万円増額し、補正後の収益的収入の予定総額を13億4,359万1,000円とし、収益的支出の予定額を2,360万円減額し、補正後の収益的支出の予定総額を13億1,599万1,000円とし、資本的収入の予定額を4,570万円減額し、補正後の資本的収入の予定総額を4億8,395万2,000円とし、資本的支出の予定額を5,434万3,000円減額し、補正後の資本的支出の予定総額を8億2,161万円とするものです。 議案第18号、令和5年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入の予定額を200万円増額し、補正後の収益的収入の予定総額を5億2,118万6,000円とし、収益的支出の予定額を250万円減額し、補正後の収益的支出の予定総額を5億1,506万2,000円とするものです。 次に、議案第19号から議案第25号までの令和6年度筑前町一般会計をはじめとする7会計の予算編成方針について概要を説明いたします。 アフターコロナの状況下、街中の経済活動はコロナ禍以前の様相を取り戻し始めましたが、元日の能登半島地震も国内経済にどのように影響してくるか不透明な部分もあります。物価高騰は国内・国外の情勢も絡み、まだまだ住民の皆様に影響を与えていくと予想されます。 令和6年度予算は、このような状況の中でも住民サービスの向上を維持しつつ持続可能な財政運営を行いながら、第2次筑前町総合計画で目指す将来像「緑あふれる 豊かで便利な とかいなか」の実現に向け、着実に計画を推進するための予算編成としました。
--	---

	総合計画の推進施策としまして、政策「学ぶ」では、教育環境充実のため、スクールバス購入費の補助や電子黒板の更新、中牟田・東小田小児童の増加に伴う教室増築工事、児童支援強化のための校内適応指導教室対応指導主事を新たに2名追加、グローバル人材育成のため、中学生の先進技術体験事業の実施、平和教育推進のため、戦跡公園整備事業の実施、文化の振興と歴史の継承のため、埋蔵文化財収蔵庫の設計、生涯学習の推進のため、めくばーる学習館・コスモスプラザロビー等の無線環境整備、スマホ教室の開催。 政策「守る」では、防災・減災対策の充実のため、コスモスプラザ空調熱源改修工事、機能的な都市・ゆとりある住まい実現のため、多目的運動公園ぽぽろに東屋、防犯カメラの設置、交通ネットワークの充実のため、オンデマンドバス「チョイソコちくちゃん」の本格運行及び通学利用の開始、道路網の整備のため、朝日地区町道後田1号線の道路拡幅に向けた取り組み、上下水道の普及促進と経営健全化のため、企業進出に伴う事業計画変更、環境保全・循環型社会推進のため、使用小型家電・製品プラスチックの分別回収、社会実験として使用済紙おむつの分別回収。 政策「稼ぐ」では、農林業の振興のため、園芸農業士づくり支援、農産物加工所整備補助、林業・木材産業循環成長対策交付金事業、商工業の振興のため、ちくぜん食の仕送り便や住宅リフォーム補助事業、雇用・就労環境の充実のため、四三嶋工業団地造成事業。 政策「支える」では、健康で生きがいのある暮らしの実現のため、带状疱疹ワクチンの助成や集団健診予約センターの新設、食育の推進のため、学校給食費の支援、切れ目のない子育て支援のため、子ども家庭支援センター設置による子育て相談・支援の充実、80人定員の認可保育所新設のための補助、子育て世帯に町内産米を配布する育ち盛り子どもたちの食の応援事業、高齢者福祉充実のため、介護人材確保事業、高齢者補聴器購入補助。 政策「結ぶ」では、対話・共創の場の創出と活用のため、AIを活用したチャットボットの導入、小中学校卒業生・卒園生に町内産いちごを配布する元気づくり事業、移住・定住促進のため、筑前町合併20周年記念事業として様々なイベントを実施します。 令和6年度予算は、過去最大の予算です。町民の皆様と一緒に筑前町の20周年を迎えるための予算編成としておりますので、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。 議案第19号、令和6年度筑前町一般会計予算につきましては、予算総額149億9,239万8,000円で、前年度比12.5%の増、16億6,634万円の増額となっています。 歳入につきましては、町税が34億7,028万6,000円で前年度比3.3%増。財源構成につきましては、自主財源が57億8,426万4,000円で総予算の38.6%、依存財源が92億813万4,000円で総予算の61.4%の構成となります。また、一般財源額は92億9,046万2,000円となり、前年度比4.6%の増となっています。 歳出につきましては、人件費が職員給与や会計年度任用職員の報酬・期末勤勉手当の増により前年度比6.9%の増、扶助費が主に保育所等運営委託料や障害者自立支援給付費の増額により前年度比4.5%の増、公債費が前年度比3.1%の減となり、義務的経費は前年度比3.5%の増となっています。 投資的経費のうち、普通建設事業費は前年度比110.6%の増、災害復旧事業費は前年度比415.6%の増となったため、投資的経費は前年度比111.9%の増となります。
--	--

	その他の経費のうち、投資及び出資金、並びに貸付金以外の経費である補助費等・物件費・維持補修費・積立金・繰出金が増となり、前年度比8.4%の増となりました。特に補助費等の増が大きく、保育所等整備事業補助金や学校給食物価高騰対策支援金などにより、前年度比11.6%の増となっています。 議案第20号、令和6年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、予算総額34億3,218万8,000円で、前年度比6.4%の増、2億611万4,000円の増額となっています。歳出の主なものは、保険給付費24億3,328万4,000円です。 議案第21号、令和6年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額5億4,534万2,000円で、前年度比12.9%の増、6,247万1,000円の増額となっています。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金5億3,874万円です。 議案第22号、令和6年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、予算総額815万1,000円で前年度比22.8%の減、240万4,000円の減額となっています。 議案第23号、令和6年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算につきましては、予算総額8億9,827万3,000円で、前年度比8億9,639万5,000円の増額となっています。 議案第24号、令和6年度筑前町下水道事業会計予算につきましては、収益的収入の予定総額13億8,638万6,000円、収益的支出の予定総額13億8,638万6,000円、資本的収入の予定総額6億3,590万円、資本的支出の予定総額9億8,254万2,000円となっています。 議案第25号、令和6年度筑前町水道事業会計予算につきましては、収益的収入の予定総額5億3,059万6,000円、収益的支出の予定総額5億3,059万6,000円、資本的収入の予定総額0円、資本的支出の予定総額1億946万1,000円となっています。 以上が、本日提案します議案等の提案理由です。各議案等もさることながら、特に議案第19号から議案第25号までにつきましては、会期中に設置されます予算審査特別委員会で十分にご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしくお願いいたします。 以上、開会にあたりましての挨拶と議案等の提案理由の説明とさせていただきます。 よろしくお願い申し上げます。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。 地方自治法第117条の規定によって除斥に該当すると認められますので、柳雅明議員の退室を求めます。 (柳雅明議員退席) それでは、説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	おはようございます。 諮問第1号について、議案書4ページをお開きください。 なお、本日配付しております定例議会参考資料につきまして、諮問第1号関係と

	諮問第2号関係を掲載しておりますが、ページが振られておりませんので第1号関係を1ページ、第諮問第2号関係を2ページとして説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。 本日提出、町長名でございます。 氏 名 柳雅明 生年月日 住 所 福岡県朝倉郡筑前町 提案理由は、町長説明のとおりでございます。 柳氏の経歴につきましては、別添参考資料の1ページに記載しておりますのでご確認ください。 以上です。 よろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。 諮問第1号は、推薦者を適任であることに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は適任であると決定いたしました。 柳雅明議員は席に戻っていただきます。 (柳雅明議員着席)
日程第5	
議 長	日程第5 諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	諮問第2号について、議案書5ページをお開きください。 諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。 本日提出、町長名でございます。 氏 名 島村久雄 生年月日 住 所 福岡県朝倉郡筑前町 提案理由は、町長説明のとおりでございます。

	島村氏の経歴につきましては、別添参考資料の2ページに記載しておりますので、ご確認ください。 以上です。 よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。 諮問第2号は、推薦者を適任であることに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は適任であると決定をいたしました。
日程第6	
議 長	日程第6 同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	同意第1号について、議案書6ページをお願いいたします。 同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」 次の者を筑前町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。 本日付提出、町長名です。 氏 名 神本浩美 生年月日 住 所 福岡県朝倉郡筑前町 提案理由は、町長説明のとおりです。 なお、神本浩美氏の経歴等につきましては、別添参考資料の最後のページでご確認ください。 以上。 よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)

議 長	討論なしと認めます。 これから、同意第１号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。 同意第１号は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は同意することに決定をいたしました。
日程第７～ 日程第１９	
議 長	日程第７から日程第１９までは、会議規則第３５条の規定により一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした、日程第７ 議案第６号から日程第１９ 議案第１８号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 建設課長
建設課長	議案書の７ページをお願いします。 議案第６号「町道の路線認定について」 別紙のとおり、町道路線を認定することについて、議会の議決を求める。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由は、先ほどの町長説明のとおりです。 次の８ページに町道認定する１０路線をあげております。全て民間の開発により新設した道路で、町に寄附されたものです。町道として管理する必要があると認められることから、路線認定を行うものでございます。 なお、具体的な箇所等につきましては、別途配付しております資料をご参照ください。 以上でございます。
議 長	財政課長
財政課長	議案書９ページをお開きください。 議案第７号「公の施設の指定管理者の指定について」 次のとおり、公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。 １ 公の施設の名称 筑前町ファーマーズマーケットみなみの里 ２ 指定管理者となる団体の名称 筑前町三並８６６番地 株式会社 筑前町ファーマーズマーケットみなみの里 代表取締役 田頭喜久己 ３ 指定期間 令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までの５年間でございます。 以上で説明を終わります。

議 長	住民課長
住民課長	議案第8号について、議案書10ページをお開きください。 議案第8号「筑前町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由は、町長説明のとおりです。 議案書11ページをお開きください。新旧対照表となっております。 印鑑条例の一部改正につきましては、令和6年度中に実施を予定しているコンビニ交付サービスの提供開始に合わせて、コンビニエンスストア等のキオスク端末で印鑑登録証明書の交付を可能とするための改正です。 また、住民課窓口でもマイナンバーカードにより印鑑登録証明書の交付を可能とするため、併せて印鑑条例の一部を改正します。 現行の印鑑条例は、第14条で交付について定め、第15条で交付申請の不受理について定めています。今回の一部改正は、改正案のとおり14条で交付申請、15条で交付申請の不受理、第16条で証明書の交付について定めます。 第14条の交付申請につきましては、第14条第1項を「登録者は次に掲げる方法により印鑑登録証明書の交付を申請することができる」と改め、第1号から第3号までで各種申請方法を定めます。第1号につきましては現行の住民課窓口での印鑑登録証による申請、第2号につきましては住民課窓口でのマイナンバーカードによる申請、第3号につきましてはコンビニ交付サービスでの申請となっております。 議案書12ページをお開きください。 第14条第2項には、前項第1号の場合において、登録者の委任を受けた代理人が申請することができるとしています。 第15条の交付申請の不受理では、それぞれの申請での不受理となる内容を定めます。 第16条の交付につきましては、第1項で住民課窓口での交付について、第2項でコンビニ交付サービスでの交付について定めます。 第17条から第21条につきましては、条文を一つ追加しましたので繰り下げとなっております。 最後に附則といたしまして、この条例は令和6年5月1日から施行するものでございます。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	総務課長
総務課長	議案第9号について、議案書13ページをお願いします。 議案第9号「筑前町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由は、町長説明のとおりですので省略いたします。 今回の条例の一部改正については、人事院勧告、県内自治体の状況も踏まえ、本町職員労働組合とも交渉を終え妥結、双方確認書も取り交わしとなりましたので、その確認内容をもって条例の一部改正の提案となっていますことを申し添えて、議案書14ページから15ページをお願いします。新旧対照表となっております。 第1号会計年度任用職員は、常勤職員より短い勤務時間であるパートタイムの会計年度任用職員であり、現在、本町の会計年度任用職員は全てこちらの第1号にな

	ります。 今回の会計年度任用職員に係る条例の改正は、人事院勧告と地方自治法の一部改正に伴うものであり、議案書14ページの第7条では期末手当の支給割合を現行の6月期、12月期のそれぞれ100分の72.5から100分の75に改正し、年間支給月数を現行の1.45月から職員と同様の改正である0.05月引上げの1.50月と改正するものです。 議案書15ページの第7条の2では、会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となったことから新たに追加規定するものであり、勤勉手当の支給割合を6月期、12月期のそれぞれ100分の42.5を上限として支給するもので、年間支給月数の上限を0.85月とするものです。 また、条例名称に今回、勤勉手当を追加し、ほかの条文につきましても適切な条文に改正するものです。 なお、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。 続きまして、議案第10号について、議案書16ページをお願いいたします。 議案第10号「筑前町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由は、町長説明のとおりですので省略いたします。 今回の条例の一部改正については、先ほど説明いたしました筑前町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと同様の改正内容となっています。 第2号会計年度任用職員は、常勤職員と同じ勤務時間となるフルタイムの会計年度任用職員であり、本町では現在、該当する職員はおりません。また、常勤職員と取扱い等が同じであることから、第1号の会計年度任用職員は報酬ですが、第2号の会計年度任用職員は給与という形での取り扱いとなりますので、条例名称が給与に関する条例となっています。 それでは、議案書17ページをお願いいたします。新旧対照表でご説明します。 第1号の会計年度任用職員と同じく、期末手当の支給割合を現行の100分の72.5から100分の75に改正し、年間支給月数を現行の1.45月から職員と同様の改正である0.05月引上げの1.50月と改正するものです。 第12条の2の勤勉手当についても、第1号の会計年度任用職員と同じく支給割合を100分の42.5とし、年間支給月数を0.85月と新たに追加規定するものです。 なお附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。 続きまして、議案第11号について、議案書18ページをお願いいたします。 議案第11号「筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由は、町長説明のとおりですので省略いたします。 議案書19ページをお願いいたします。新旧対照表です。
--	---

	第7条第2項の一部改正は、先ほど説明しました会計年度任用職員に勤勉手当を支給する改正を行うことにより、育児休業している職員と同様に基準等に達している会計年度任用職員も、勤勉手当の支給対象と改正するものです。 第8条は、第7条で地方公務員法の定義を削除する改正により、第8条中の地方公務員法の法律番号を入れて適切な条文に改正し、附則として、令和6年4月1日から施行するものです。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。 続きまして、議案第12号について、議案書20ページをお願いいたします。 議案第12号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由は、町長説明のとおりですので省略いたします。 議案書は21ページから22ページの新旧対照表をお願いいたします。 21ページ、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責を規定している地方自治法第243条の2が、第243条の2の7に条ずれ、職員の賠償責任を規定している地方自治法第243条の2の2が第243条の2の8に条ずれする地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日に施行されることに伴い、これらの規定を引用している筑前町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例、筑前町下水道事業の設置等に関する条例、22ページにあります筑前町水道事業の設置等に関する条例の3本の町条例を、地方自治法の条ずれに対応し、改正するものでございます。 附則として、3本の条例につきましては、令和6年4月1日から施行するものです。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	議案書の23ページをお開きください。 議案第13号「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由は、町長説明のとおりですので省略をさせていただきます。 議案書の24ページをお願いいたします。新旧対照表です。 厚生労働省が所管する水道整備管理行政について、国土交通省及び環境省へ移管されることに伴い、これらを引用している筑前町営住宅専用水道条例、筑前町営住宅専用水道に係る水道技術管理者に関する条例、筑前町水道事業給水条例の3条例について、一部を改正するものでございます。 第1条の筑前町営住宅専用水道条例、第4条第1項表中の下線部、現行の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、第2条の筑前町営住宅専用水道に係る水道技術者に関する条例、第2条第1項第6号下線部の現行の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改正するものです。 次に、一番下になります。第3条、筑前町水道事業給水条例です。 25ページをご覧くださいと思います。 第5条第1項第3号、下線部、現行の「厚生労働省」を「国土交通省令」に、そ

	の下になります第34条第2項の下線部、現行の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に。 21ページをお開きいただきたいと思います。 第40条第1項第1号の下線部、現行の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、併せて、それ以外の下線部について、言葉の修正等により一部を改正するものです。 附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	財政課長
財政課長	議案書27ページをお開きください。 議案第14号「令和5年度筑前町一般会計補正予算（第13号）について」令和5年度筑前町一般会計補正予算（第13号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の令和5年度一般会計補正予算（第13号）、3ページをお開きください。 令和5年度筑前町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,422万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億3,442万円とするものです。 第2条の繰越明許費につきましては、9ページの第2表をご覧ください。 本年度中に事業が終わらない見込みのものについて、翌年度に繰り越して支出を行うものです。 上から順に、事業名、新型コロナワクチン接種事業、金額65万円、コスモスプラザふれあいホール舞台機構更新工事1,650万円、農地・農業用施設災害復旧事業（補助）1,600万円、公共土木施設災害復旧事業（道路橋梁）（補助）2,500万円、公共土木施設災害復旧事業（河川）（補助）900万円、公共土木施設災害復旧事業（河川）（単独）1,000万円、社会教育施設災害復旧事業（焼ノ峠古墳）1,780万4,000円です。 3ページに戻っていただきまして、第3条の地方債の追加及び変更は第3表地方債補正になります。 10ページをお願いします。 地方債の追加の地方道路等整備事業債は限度額2,100万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は限度額1,260万円、学校教育施設等整備事業債は限度額4,450万円とするものです。変更の臨時財政対策債は限度額を5,198万9,000円に減額、公共事業等債は限度額を3,480万円に増額、公共施設等適正管理推進事業債は限度額を6,560万円に増額するものです。 それでは、事項別明細表により歳出から説明いたします。 19ページをお願いします。 減額補正につきましては、額の確定及び決算見込みにより不用額を減額するものです。増額補正については、過年度返還金の説明は省略し、節単位で増額となったものを説明いたします。 20ページをお願いします。 2款1項6目財政調整基金費以降の基金費については、40目企業版ふるさと応援基金費の減額を除き、それぞれ元金及び利子積立金を増額するものです。 9目地域振興基金費の元金積立2億9,064万7,000円は、前年度繰越金の2分の1を積み立てるものです。 10目公共施設等整備基金費の元金積立金9,489万4,000円は、今後の施設

	改修のために積み立てるものです。 27ページをお願いします。 3款1項6目障害者福祉費、19節扶助費2,018万5,000円の増額は、障害者自立支援給付費の増によるものです。 31ページです。 5款1項3目農業振興費、7節報償費103万5,000円の増額は、有害鳥獣捕獲報償費の増によるものです。 5目農地費、18節負担金補助及び交付金3,519万2,000円の増額は、両筑平野用水県営二期事業負担金3,508万4,000円の増などによるものです。 5款2項1目林業総務費、18節負担金補助及び交付金14万1,000円は、福岡県治山林業協会会費の増によるものです。 次に、歳入の説明をいたします。 13ページをお願いします。 3款利子割交付金50万円の減、6款法人事業税交付金2,200万円の増は、それぞれ実績によるものです。 12款地方交付税8,447万1,000円の増額は、地方交付税法等の改正により普通交付税の再算定が行われ、追加交付を受けたことによるものです。 14款1項分担金354万8,000円の減額です。5目農林水産業費分担金の農業水利施設保全対策事業分担金350万円の増は、両筑平野用水事業における両筑土地改良区からの分担金です。 14款2項負担金は302万7,000円の減額です。 14ページです。 15款使用料及び手数料52万円の増額は、めくばーる学習館や町民ホールの社会教育施設使用料の増によるものです。 16款1項国庫負担金は1,913万2,000円の減額です。3目5節心身障害者保護費負担金694万7,000円の増は、障害者自立支援給付費等負担金の増によるものです。 16款2項国庫補助金は1,581万9,000円の減額です。2目1節総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,969万円の増額は、非課税世帯給付金事業の財源を全て交付金とすることによるものです。 15ページの17款1項県負担金9,578万5,000円の減、16ページの17款2項県補助金4,585万3,000円の減、17款3項県委託金697万8,000円の減は、それぞれ決算見込みによるものです。 18款1項財産運用収入106万5,000円の増額は、再検討運用実施収入によるもの、18款2項財産売払収入250万4,000円の増額は、町有林木材売払収入によるものです。 19款寄附金940万5,000円の減額は、企業版ふるさと応援寄附金の減によるものです。 17ページです。 20款繰入金1億2,952万8,000円の減額は、各基金の対象事業の決算見込みによるものです。 22款4項受託事業収入1,436万9,000円の減額は、開発に伴う文化財発掘調査が発生しなかったことによるものです。 18ページ、22款5項雑入は633万7,000円の減額です。 23款町債は5,549万3,000円の増額。増額となった地方道路等整備事業債2,100万円は、令和7年度まで事業実施の可能性がある道路事業に充当するも
--	--

	の、公共事業等債 570 万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 1,260 万円の増は、両筑平野用水二期事業が令和 6 年度から一部前倒しになったことによる事業負担によるものです。学校教育施設等整備事業債 4,450 万円、公共施設等適正管理推進事業債 6,360 万円の増は、学校施設や社会教育施設の改修事業等に充当するものです。公共施設等整備基金からの財源振替によるものです。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	健康課長
健康課長	議案 15 号について、議案書 28 ページをお開きください。 議案第 15 号「令和 5 年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」 令和 5 年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）をお願いいたします。 予算書 2 ページです。 令和 5 年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。 第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 111 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34 億 2,285 万 1,000 円とする。 本日付、町長名でございます。 事項別明細書で説明いたします。 9 ページをお開きください。 まず、歳出からご説明いたします。 1 款 1 項総務管理費 26 万 2,000 円の減額は、委託料の額確定によるものです。 1 款 3 項運営協議会費 15 万円の減額は、運営協議会開催の回数減によるものです。 3 款国民健康保険事業費納付金は、金額確定により財源内訳の変更を行うものです。 6 款 1 目保健事業費 10 万 3,000 円の減額は、事業完了による事業費の額確定によるものです。 7 款 1 項国民健康保険事業運営基金積立金 1 万 4,000 円の増額は、基金利子の増額が見込まれることによるものです。 9 款諸支出金 61 万円の減額は、保険税還付金の決算見込みによるものです。 次に、歳入です。 予算書 7 ページをお願いいたします。 1 款保険税 1,314 万 3,000 円の減額です。決算見込みによる減額ですが、当初予算編成時には保険税率改定なしのため、過去の実績から増減率を加味し算定しておりましたが、前年度、令和 4 年度の伸びから一転し、本年度は被保険者の平均所得状況が減少したことで保険税の大幅な減となったものです。 8 款財産収入 1 万 4,000 円の増額は、歳出でもご説明した基金利子増額によるものです。 10 款 1 項 1 目一般会計繰入金 112 万 5,000 円の減額は、事業完了による歳出の減及び補助金等の額改定による一般会計からの繰入金の減です。 10 款 2 項 1 目国民健康保険事業運営基金繰入金 1,314 万 3,000 円の増額

	は、1 款保険税の減収分を基金繰り入れにて行うためのものです。 以上で説明を終わります。 続けて、議案 1 6 号について、議案書の 2 9 ページをお願いします。 議案第 1 6 号「令和 5 年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」 令和 5 年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）をお願いいたします。 予算書 2 ページです。 令和 5 年度筑前町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。 第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 5 0 万 1, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 8, 1 6 9 万 2, 0 0 0 円とする。 本日付、町長名でございます。 事項別明細書で説明いたします。 予算書 8 ページをお開きください。 まず、歳出から説明いたします。 2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 1 5 0 万 1, 0 0 0 円の減額は、基盤安定化負担金の額確定によるものです。 次に、歳入です。 7 ページをお願いいたします。 5 款 1 項一般会計繰入金 1 5 0 万 1, 0 0 0 円の減額は、先ほど歳出で説明いたしました納付金減額に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものです。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	議案書の 3 0 ページをお願いします。 議案第 1 7 号「令和 5 年度筑前町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について」 令和 5 年度筑前町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。 本日付提出、町長名でございます。 別冊の令和 5 年度筑前町下水道事業会計補正予算（第 2 号）をご用意をお願いします。 4 ページをお開きください。 令和 5 年度筑前町下水道事業会計補正予算（第 2 号）。 第 1 条、令和 5 年度筑前町下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。 第 2 条、令和 5 年度筑前町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。 収入です。 1 款 1 項営業収益を 4 0 0 万円増額補正し、収入総額を 1 3 億 4, 3 5 9 万 1, 0 0 0 円とするものです。 次に、支出です。 1 款 1 項営業費用を 2, 3 6 0 万円減額し、支出総額を 1 3 億 1, 5 9 9 万 1, 0 0 0 円とするものです。 5 ページをご覧ください。

	第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億3,765万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,162万6,000円、当年度分損益勘定留保資金2億7,603万2,000円で補填するものです。 収入です。 1款1項企業債を4,700万円減額、3項補助金を270万円減額、4項負担金を400万円増額し、収入総額4億8,395万2,000円とするものです。 支出です。 1款1項建設改良費を5,434万3,000円減額し、支出総額を8億2,161万円とするものです。 6ページをお開きください。 第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。 職員給与費です。 既決予定額から140万円減額し、4,376万9,000円とするものです。 補正の内容につきまして、説明をさせていただきます。 事項別明細書の22ページをお開きいただきたいと思います。 1款1項1目使用料です。使用料金は前年度の実績や伸び率を考慮し計上していましたが、決算見込みにて増額が見込まれましたので400万円増額補正するものです。 24ページをお開きください。 支出になります。 1款1項1目管渠費です。 25節動力費です。燃料費の高騰等により増額計上していましたが、決算見込みにおいて不用額が生じるため、120万円減額するものです。 次に、同項2目処理場費です。 21節委託料を400万円、動力費を1,000万円、薬品費を150万円それぞれ減額するものです。委託費は処理場の管理委託費の執行残額を動力費と薬品費は燃料費の高騰等によるもので増額計上していましたが、決算見込みにおいて不用額が生じるため、減額するものです。 25ページをご覧ください。 総係費です。 同項4目総係費2節給料を140万円、21節委託料を1,100万円それぞれ減額するものです。給料につきましては、育児休業取得者の未支給分を、委託料は夜須地区下水道事業計画変更が減額となっております。夜須地区下水道事業計画変更は、県の宝満川上流流域下水道の全体計画変更と同時進行を予定しておりましたけれども、県との協議の中で同時進行できない旨の回答を得ましたので減額し、令和6年度へ振り替えるものです。 26ページをお開きいただきたいと思います。 同項5目流域下水道維持管理負担金です。この負担金は、宝満川浄化センターでの汚水処理に係る負担金であり、汚水量に比例していますので、使用者の増加により使用料金の増額補正に合わせて負担金も550万円増額するものでございます。 次に、27ページをご覧ください。 資本的収入です。 1款1項1目1節建設改良企業債ですが、本町の工事県流域下水道の建設負担金等の確定に伴い、借入額を4,700万円減額し、7,350万円とするものです。 3項1目の国庫補助金ですけれども、予定事業費に対して補助金額が減額され、
--	---

	補助対象分のみ of 工事を実施したことで270万円が不用額となり、減額するものでございます。 4項2目受益者負担金ですが、前年度の実績や伸び率を考慮し計上しておりますが、決算見込みにおいて増額が見込まれたため、400万円増額補正するものです。 28ページをお開きください。 次に、支出です。 1款1項1目施設整備費、21節委託料2,450万8,000円の減につきましては、四三嶋工業団地に関連する工事に向けて単独費での実施設計委託費として計上していましたが、県との協議を重ねた結果、国庫補助対象事業に該当する旨の回答を得ましたので全額減額補正し、令和6年度へ振り替えるものです。 次に、23節工事請負費1,230万円の減額につきましては、今年度の事業費確定により減額するものです。 同項2目流域下水道建設費負担金につきましても、福岡県が行う工事費が確定したものです。予定事業費に対して国庫補助金額が減額されたことにより、補助対象分のみの実施となりましたので1,753万5,000円が不用額となり、同額を減額するものでございます。 以上で、筑前町下水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。 続きまして、議案書の31ページをお願いします。 議案第18号「令和5年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）について」令和5年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。本日付提出、町長名でございます。 別冊の令和5年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）をお願いします。 第1条、令和5年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。 第2条、令和5年度筑前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。 まず、収入です。 1款1項営業収益を200万円増額し、収入総額を5億2,118万6,000円とするものです。 次に、支出です。 1款1項営業費用を250万円減額し、支出総額を5億1,506万2,000円とするものです。 事項別明細書にて説明を行いますので、12ページをお開きください。収益的収入及び支出です。 まず、収入です。 1款1項1目給水収益、1節水道料金ですが、前年度の実績や伸び率を考慮し計上していましたが、決算見込みにて増額が見込まれたため200万円を増額補正するものです。 続きまして、14ページをお開きください。支出です。 1款1項2目配水及び給水費、22節動力費です。下水道事業会計補正と同様ですけれども、燃料費の高騰等により電気料の上昇による増額計上としておりましたけれども、決算見込みにおいて不用額が見込まれたため、250万円減額するものです。 以上で水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	議案の説明が終わりました。

日程第 20～ 日程第 26	
議 長	日程第 20 から日程第 26 までを会議規則第 35 条の規定により一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした、日程第 20 議案第 19 号から日程第 26 議案第 25 号までは、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、全員をもって構成する予算審査特別委員会に付託して審査することに決定をいたしました。 ここで、予算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。 山本一洋議員
山本一洋議員	予算審査特別委員会委員長に副議長の寺原裕明議員を、そして、副委員長に総務建設常任委員会委員長の柳雅明議員を推薦いたします。
議 長	ただいま、山本一洋議員から発言がありましたように、委員長に寺原裕明副議長、副委員長に柳雅明総務建設常任委員会委員長ということでございます。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、寺原裕明副議長、予算審査特別委員会委員長就任のご挨拶を演壇にてお願いいたします。 寺原議員
寺原議員	ただいま予算審査特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。 少子高齢化による地方の過疎化、高齢化が深刻になる一方、自然災害が毎年のように発生しており、元日に能登半島を中心に発生した大地震は現地に多大な被害をもたらし、現在も懸命な復旧復興作業が続けられているところです。 これらの現状を踏まえ、住民生活の安心と安全を確保すること、また、持続可能な地域社会の確立を目指すこと、さらに、時代の変化に対応するため様々な可能性を発揮する体制整備を進めていく必要があります。我々筑前町議会も、これらの課題にしっかりと取り組む覚悟であります。 町執行部におかれましては、厳しい財政状況の中、住民福祉の増進と地域発展に寄与するものとして確信を持って予算案を提出されたものと思いますが、議会は議会の立場として、その施策や予算は適正・適切であるか、十分に論議を重ねたいと思います。 限られた審査期間でありますので、効率的に委員会が運営できますよう、議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、委員長就任の挨拶といたします。
散 会	
議 長	予算審査特別委員会委員長就任の挨拶が終わりました。 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。 お疲れさまでした。 (1 1 : 4 0)

